

同等以上の経験を有するものとして国土交通大臣が告示で定める基準

○ 次に掲げる事項について、船舶において一月以上の教育を受けたこと。

1 船長の監督の下に行う船内労働に関すること。

2 船舶料理士に関する省令第三条に規定する船舶料理士資格証明書を受有する者の監督の下に行う船内調理に関する事項であつて次に掲げるもの

一 平成九年運輸省告示第六十一号（船員法第八十条第二項の食料表）による食品の類別及び数量を満たし、かつ、食品の品質及び貯蔵期間を考慮して食料の積み込みに関するここと。

二 船員労働安全衛生規則（昭和三十九年運輸省令第五十三号）第三十七条第一項に規定する食料の保存方法に関するここと。

三 航海の期間に応じ食品の貯蔵期間及び数量を考慮した献立を作成すること。

四 船員の栄養摂取及び健康維持を考慮して食事の提供に関するここと。

五 船員労働安全衛生規則第三十六条及び第三十七条に規定する衛生上必要な措置に関するここと。

六 調理又は飲用に供する水について衛生上必要な措置に関するここと。